

Title	甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(IV)
Sub Title	The Kakibe (民部), Yakabe (家部) and the Kakinotami (部曲) in the Imperial Edicts of 664 A.D. and 675 A.D. (IV)
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.1(339)- 19(357)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

甲子の宣の「民部・家部」と 天武四年詔の「部曲」について(IV)

村 山 光 一

(つづき)

〔第三の立場〕 それでは、最後に第三の立場をみてみよう。この立場は、改新詔第一条の部曲廃止の記事は原詔に存在したことを認める一方、その部曲=豪族部民と甲子の宣の民部は別個のものであるとみなす立場であるが、そこにはまた種々の見解がみられ、本稿では前述のようにこれをE説からH説までの四説に分類してみた。以下、E説より順次検討してゆくことにする。

E説 これは北村文治氏の説である。氏によれば、甲子の宣の民部をはじめ『書紀』にみえる民部とは皇室の未掌握の純然たる豪族私民としての部民であり、一方、天武四年詔の部曲を含めて『書紀』記載の部曲とは、皇室によってその存在と所属とを確認されている部民である。このうち部曲は大化改新の詔第一条において廃止さ

目 次
まえがき

- 1 大化改新詔第一条の信憑性について
 - 2 部曲は豪族部民か豪族私有民か(以上第五六巻第二号)
 - 3 部曲と民部は同一のものか、別個のものか
 - 4 改新詔第一条の解釈(以上第五六巻第四号)
- 二 甲子の宣と天武四年詔
- 1 甲子の宣の解釈をめぐって
 - 2 民部・家部、部曲についての諸説の検討(2の一部以上第五七巻第二号)
- おわりに

- 二 甲子の宣と天武四年詔
- 1 甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について(IV)

れたが、民部はその後も地方豪族の氏上によつて所有され、天智三年にいたつてはじめて調査・確認されて部曲化し、この新しい部曲が天武四年に廃止されて公民としての編成が完了したといふ。

さて、この北村氏説であるが、甲子の宣で「定」められた民部は右のごとき地方豪族の私有民であつたと推定されたことは、甲子の宣の民部を大化時の部曲と関連させる解釈からはじめて決別したものであり、前述の氏の部民復活論批判と相俟つて学界に与えた影響は頗る大きく、今日、甲子の宣の民部を北村氏のような視点からとらえようとする論者はかなり多いといつてよい。

北村氏の業績は、このように研究史の上からみて重要な意義を有するものであるが、一方、氏の個々の所説については疑問とすべき点が多い。例えば、甲子の宣の対象となつた大・小・伴造氏について、これを地方豪族とされたが、既述のごとく中央豪族と訂正さるべきであり、また、民部を地方豪族の私有民と解されたが、これは史料的になんの裏付けもなく、『書紀』に散見する民部は部曲と同じくすべて中央豪族に所有されている部民として記されているのである。このように、甲子の宣の民部についての北村氏の解釈には事実誤認があり、今日

の段階からいえば、この説は成立し難いといつてよいであろう。

F説 この説の特色は、甲子の宣の民部の実体を後の令制下の公民の前身的なものとみる点にあり、関晃・押部佳周両氏の説がここに含まれる。また、角林文雄氏の説もここにいれることができよう。そこで、まず関氏説からみてみよう。

関氏は、甲子の宣の民部は、大化改新時に公民として一たん政府が掌握した人民のなかから公権力によつて中央豪族のために設置され、支給されたものとみておられる。そして、そのような民部設置の理由をつぎのように説明している。すなわち、氏は大化二年三月辛巳条の「宜_ニ罷_ニ官司_ヲ處々屯田、及吉備嶋皇祖母_ヲ處々貸稻_ヲ以_ニ其屯田、班_ニ賜群臣及伴造等_ニ」とある記事、および天武四年詔の後段(五六卷二号、一ページ)の記事に注目し、これら諸氏に与えられた旧屯田あるいは山沢嶋浦以下の土地には、当然政府の手で補給される労働力が必要であったとし、その労働力こそ甲子の宣の民部・家部であり、それは後の令制における資人のごときものであつた、というわけである。

さて、この関氏説であるが、天武四年詔における部曲

廃止の記事と山沢島浦以下の土地私有禁止の記事を関連させて理解すべきであるという提言は有益であるが、かといって、民部・家部の実体を右のごときものとみなすことについては、すでにいろいろな面からの批判が行なわれている。

例えば、八木充氏は、関氏が民部・家部、すなわち部曲の実体を令制資人の前身と推定する根拠として、右の山沢島浦以下の土地の収公をあげたことについて、「山沢島浦は令制の位田・職田に相当する耕地ではなく未開の大地なのであるから、位田職田耕作の資人をここで想定」することはできないと批判され⁽⁴⁵⁾、井上光貞氏は「氏」に給わった民部を個人に与えられる令制の資人の源流とするのは無理であると指摘され⁽⁴⁶⁾、また、大山誠一氏は、民部・家部を令制の資人の前身であるとした場合、これは民部に関する『書紀』の他の用法を無視しており、かつカキベという訓にも即していないと評された。⁽⁴⁷⁾これらの関氏説批判はそれぞれ的中しているといつてよく、このようにみると、民部の実体を令制の公民の前身とみたり、また、その性格は令制の資人のごときものとする解釈は成立し難いものといわざるを得ないであろう。

つぎに、押部佳周氏の説に移ろう。氏は甲子の宣が白村江の敗戦直後の極度に緊張した臨戦体制下においてだされたものであることを重視して立論しておられるが、今、その中の民部・家部論のみを取り上げると、氏は甲子の宣の後項部分を

其大氏之氏上賜大刀

小氏之氏上賜小刀

——定其民部

其伴造等之氏上賜千楯弓矢——定其家部

というふうな独自の読み方をし、

(1) 右の伴造とは、天智朝において整備・拡充された官・職制新官制と関連するもので、大氏・小氏のうちから旧来の伴造—品部制下で国政を分掌してきた伝統を基準にして、それをそのまま新官制のなかへ移入して、いわゆる新「伴造」として確認したものである。

(2) 民部は大氏・小氏にかかり、家部は伴造にかかる。故に、天武四年詔の部曲は民部と家部を含んでいる。

(3) 民部・家部の表記は私民のようにみえるが、実態は後の令制下の公民の前身的なものである。

(4) 民部・家部は後の令制下における食封の前身的な

ものであろう。そして、大氏・小氏に給わった民部は後の令制下の位封に、伴造に給与された家部は同じく職封に相当するもので、その原初形態である。

という見解を提示された⁽⁴⁸⁾。では、この押部氏説はどうであろうか。私のみるところでは、民部は大氏・小氏に、家部は伴造にかかるという読み方はいささか不自然であり、さらに、伴造についての(1)のごとき解釈にはかなり無理があるようと思われる。というのは、既述（五七卷二号、三ページ）のように、『続紀』大宝二年九月己丑条から、甲子の宣において氏上を定めた時台帳に登録されたこと、その時登録された氏は八色の姓の忌寸以上であったことが知られ、さらに、『古語拾遺』の天武八姓に関する具体的な記述を勘案すると、朝臣姓氏族（旧姓は原則として臣）・宿禰姓氏族（旧姓は原則として連）・忌寸姓氏族（旧姓は直・造・首等）はそれぞれ甲子の宣の大氏・小氏・伴造に対応していることはまず間違いないところであり、そうすると、この伴造はやはり大氏・小氏の下位におかれた氏族であると考えざるを得ないからである。

また、押部氏は、民部・家部を令制の食封の原初形態とみなしておられるが、既述（五六卷二号、六ページ）

のじとく、改新詔第一条の「仍賜^ニ食封大夫以上、各有^レ差」は天智朝においても確實に実施されたと思われるから、そのような状況のもとで、甲子の宣において食封に相当するものとして中央豪族に支給された公民的な民に、部民に由来する民部・家部という名称が付されたといふのもおかしなことである。さらに、庚午年籍あるいは庚寅年籍以後、民部・家部のうち家部のみが広く公民の姓として与えられているが、押部氏のように、民部が令制の位封、家部が令制の職封の前身的なものと解した場合、右の事実は説明し難くなるのではなかろうか。このようにみてくると、押部氏説もまた支持することはできないのである。

F説の論者として、もう一人角林文雄氏をここに入れることができるとと思う。角林氏の所説の特色はつぎの二点にある。その第一点は、甲子の宣の「亦定其民部家部」の読み方に関するもので、民部と家部を別箇のものと解するのが通説であるが、氏はこの通説は誤りであるとし、あらたに「其民部」イコール「家部」とし、この部分を「大氏、小氏、伴造それぞれの氏上の民部、すなわち家部を定める」と読んだことである。第二点は、民部・家部設置の意義に関するもので、それは公民制成立

の一段階というようなものではなく、大化以後の食封制度改革のためのいくつかの法令の一つであり、ここでは氏や氏上を単位として家部＝食封が与えられており、その点に、個人単位に支給される律令の食封制の予備的段階としての性格がみとめられる、とされたことである。⁽⁵⁰⁾

さて、この角林氏説であるが、まず第一点としてあげた「其民部」イコール「家部」という読み方はおかしいと思う。確かに民部＝家部とすれば、氏がいわれるよう民部と家部の相異についてあれこれ思案する必要はなくなるという利点はあるが、しかしそうなると、甲子の宣の右の記事は「亦定其家部」のみで十分意味が通じるはずである。にもかかわらず「家部」の前に「民部」の二字が記されているのはそれなりの理由があつたからで、ここは両者が別個のものを示している、と読みどる方がはるかに自然だと思う。

なお、角林氏は、民部（カキベ）は部民を大きく区分する一つのカテゴリーの名称であるのに対し、家部はカキベの一種にすぎない。それ故、民部が家部と並列的、対等な関係において記されることはあり得ない、と考えておられるようである。民部と家部の性格のちがいを右のようにとらえたことは有益であるが、しかし、「民部・

家部」と併記されることはあり得ない、と考える必要はないのではなかろうか。例えば、家部は民部と比較して主家に対する隸属度が濃く、そのためには民部に含ませることができる、別個に家部として民部と併記した、とうことも十分想定できるのである。このようにみてくると、「亦定其民部家部」については、通説通り、「民部と家部」と解して一向差し支えなく、無理に「其の民部、すなわち家部」と読む必要はないといつてよいであろう。

つぎに第二点の、家部を有力氏族の氏上に与えた食封的なもの、とする所説を検討してみよう。ここで問題となるのは、家部とされた民の実体はいかなるものであつたか、ということである。角林氏はこの家部の実体について特に明言しているわけではないが、私の理解したところでは、この民は天智三年の段階においてはすでに公民的な存在（氏はこれを編戸の民と呼んでいる）になっているが、これを与えられる氏族のかつての部民であつた、とみておられるようである。

さて、この見解であるが、角林氏自身も述べておられておられるようである。民部と家部の性格のちがいを右のようにとらえたことは有益であるが、しかし、「民部・よれば無姓の民）の編戸の民への編成が進んでおり、し

かもこのような状況のもとで旧部民＝家部が本主に再び与えられた、ということになる。そうすると、この家部はたとえ現在は公民的な存在であり、それを食封的なものとしたといってみても、各氏族の氏上に与えられるのはかつての部民であるから、これは結局部民復活説というべきである。しかし、部民復活説が成立し難いことは既述（五七巻二号、一〇ページ）のとおりであり、したがって、家部の実体を本主の旧部民と見ることもまた不可能となるわけである。角林氏説の特色の第一点、すなわち甲子の宣の家部設置は食封的なものの賜与とする所説も、家部の実体についての認識に問題がある以上、説得力をもち得ないと思う。

以上、角林氏説を検討したわけであるが、この説もまた支持し難いといわざるを得ないのである。ここにおいて、甲子の宣の民部・家部の実体については、閔・押部・角林氏の考えられたものとは別個の観点から考察しなければならないと思う。

G説 これは平野邦雄氏の説で、甲子の宣の民部・家部は、これまで国家によつて掌握されていなかつた民がこの時部民＝部曲に組織され、中央豪族に賜与されたものであるとする。この説の概要は左のごときものであ

る。

(一) 民部・家部は、ともに甲子の宣で新に認定された諸氏の地位、つまり冠位でいえば「小錦下位」以上、カバネでいえば「連」（後の「忌寸」）以上に与えられた特権と見るべきである。

(二) 民部・家部には二つの類型が考えられる。その一つは、大化前代以来いまだに部民化されていない民で、それは地方豪族のもとにもつとも多かつたであろうが、ほかに帰化氏族や蝦夷・隼人などの化外的な民にもあつたであろう。もう一つは、朝廷や皇室の配下におかれた部民のなかでも設定の古いもの、また、豪族の領有する民部＝部曲などの最下層に位置するものである。こういう民は、実質的には彼等を在地において管掌する地方豪族の私的隸属下にどどまり、政治的に未組織の非部民層であった。

(三) 民部・家部は、おそらく領有者の氏の名を付して、"某部"というように呼ばれ、その呼称をもつて庚午年籍に登載されたにちがいない。むしろ、國家が戸籍に登載されたにちがいない。むしろ、国家の支配下に編入した民ともいいうであろう。

四 甲子の宣の民部・家部の賜与と、後の令制の封戸

制とは相関性がある。すなわち、天武四年の部曲⁵²民部の収公は、天武五年八月丁酉条の「親王以下、小錦以上大夫」を対象とした食封賜与の記事と対応しており、さらに、この天武五年八月の食封制定以後、律令食封制への進展を確実に跡付けることがで

きる。

さて、この平野氏説であるが、改新詔第一条の部曲廢止の記事は原詔にあつたことを認め、また、部曲=民部とし、それを豪族部民とみなす点は私見と一致し、また、その所論には創見が随所にみられ、教えられるところが多い。しかし、問題は(一)の民部・家部の実体についての理解の仕方であるが、残念ながら私見は平野氏とは見解を異にするものである。

平野氏は、甲子の宣の民部・家部を国家未掌握の民と考えたのだが、これは、これまでの諸説の検討を通しても十分納得できるのであるが、ただ、國家未掌握の民として示された二つのタイプの民衆を民部・家部に比定しうるかどうかは疑問である。まず第一のタイプ、すなわち主として地方豪族の支配下におかれていた民であるが、これらの人々は部民化されておらず、また、大化當時その領有権を否定する宣言を行なわれていないことも確

かである。しかし、だからといってこれらの民が甲子年まで未掌握のまま残されていた、と速断することはできないのではなかろうか。この点についての私見は既に述べたが、要するに、改新詔第一条によつて、私民化した部民を再び王民とする方針が出された時、地方豪族の領有下におかれていた私有民は部民と同様に王民とみなされ、子代の民・部曲の民と同様の取り扱いをうけ、戸単位に編成され、旧部民と同じく国家による一括支配を受けることになった、というものである。もともと、その際これらの民を領有していた旧国造以下の地方豪族は新たに評造あるいは五十戸造などの職を与えられ、從前の在地における権力を保持し続けたことは勿論である。

つぎに第一のタイプ、すなわち地方族長配下の最下位にいる、より低次の段階の部民であるが、そのような民が存在したことでも十分推定できる。しかし、このような民もまた甲子年まで未掌握の状態におかれていたとは考えられないものである。この点については、関晃氏の所説が参考になると思う。関氏は部民支配の実態について論じ、部民は部の所有者と在地豪族の二重支配をうけていたとし、

と部民との関係の否定にすぎないから、部を廃止しても、豪族領有権はやはり残るわけである。したがつてこの場合にも、豪族領有権は一本化されて、律令体制の中に引き継がれていたということになるのである。⁽⁵⁴⁾

と述べておられる。このように、部民制廃止によって地方豪族の領有権が「一本化されて天皇の上級所有権と合体し、朝廷による全国人民の一括支配という形の中に潜在的に存続することになった」というふうに考えるならば、「より低次の段階の部民」であつても未掌握の状態のままにおかれていたのではなく、部民制廃止とともに第一の地方豪族の私的隸属下におかれた民と同様に、朝廷による一括支配をうけることになり、五十戸单位に編成されたとみてよいのではなかろうか。

なお、改新詔第一条には「部曲之民」所有者の中に、本来その所有主体であつたとは考えられない「国造・村首」が特記されているが、その事情について、本稿（五六巻二号、一九〇二一ページ）では、中央豪族所有の部曲の廃止を在地の末端にまで徹底させることをねらつていた、と推測した。もしこの推測に誤りがなければ、たとえ「最下層の部民」であろうと、改新政府はこれらの

民を“未掌握”的状態のまま放置しておくつもりはないことが、この点からも傍証できると思う。

このようにみてみると、平野氏があげられた国家未掌握の民の二例は、ともに甲子年についたるまで未掌握の状態におかれていたとは考えられず、したがつて、その民が甲子の宣で民部・家部にあてられたと想定することは不可能であるといわざるを得ない。平野氏説も成立し難いようと思われる。

ところで、前述のごとく平野氏は、甲子の宣の中に記されている「定」の語を「給」のこととし、右の(+)のように、民部・家部は中央豪族に対して特権として賜与された民であるといわれたが、民部・家部の実体は氏の想定されたものではありえず、また、「定」について同様な考え方をした閑晃・押部佳周・角林文雄三氏の説(F説)においても、民部・家部の実体について誤った理解がみられるとなると、改めて「定」を「給」とし、民部・家部設置の事情を中央豪族に対する賜与という観点から説明しようとすること自体に無理があるのでないか、といふことに思つたのである。となると、「定」の語義についてのもう一つの見解、すなわち従来の状態に対してなんらかの制限が加えられたもの、という視点に立つ

て、そこから民部・家部の実体を究明してゆこうとする考え方が大きな意味をもつてくるのではなかろうか。最後に検討するH説はそのような立場に立つて民部の実体を明らかにしようとしたものである。

H説 民部は、元来中央豪族の私有民であつたものが、天智三年の段階で国家に掌握され、部民化したことによつてこのように呼称されたものとする説で、山尾幸久氏の説である。山尾氏は、「甲子宣の基礎的考察」(『日本史論叢』三、一九七三年)をはじめとして、甲子の宣の民部・家部、天武四年詔の部曲に関する論文をいくつか発表しておられるが、ここでは、そのうちの新しい論文、「孝徳紀の品部廃止詔について」にもとづいて、氏の説を検討してみたいと思う。氏の説の概要はつぎのごときものである。

(1) 七世紀前期の「部曲」は、大王によつて代表される中央高權で具体的な職務を分掌しているウヂに、その職務遂行に必要な產物や労力を提出する各地の村落的集団で、それが耕営する「田庄」の収入は職務に対応する給付の意味があらう。したがつて、改新詔第一条にみえるその部曲の廃止は全国の私地私民の公地公民化というようなものではなく、中央高

權の職務形態の転換（ウヂ別家務の一括による朝廷および朝廷官職の発生）以外のことと意味しないのであらう。

(2) 大化二年八月癸酉条、同三年四月壬午条のいわゆる品部廃止詔は、孝徳朝にだされたものではなく、元来は天武四年一月己丑の部曲廃止詔となれば詔であつた。ところで、この品部廃止詔の品部には①百八十部、②御名入部、③百八十部曲が含まれる。このうち①・③は既に、孝徳期における朝廷官職創置の内容をなす措置がとられていたが、これらの品部が最終的に廃止されたのは、大化時ではなく、実は天武四年頃であつたということになる。

(3) 甲子の宣の民部は、この時に初めて「氏上」を通じて王權への奉仕義務をもつ部とされたもので、その実体は、中央のウヂの各地における同族制的所属民（擬似血族）であった。このいわば新部民が評に組織されるのは庚午年（天武四年）であつたのである。

さて、右の山尾氏の所説のうち(2)は注目すべき新説であるが、品部廃止の詔には①百八十部、②百八十部曲、③御名入部の三種の品部のことが記されているとする解

釈には従うことはできない。私は既述（五六巻二号、一〇〇一二ページ）のとく、品部廃止の詔の解釈については鎌田元一氏のそれを是とするものであり、したがつてこの詔の品部に含まれるものは、改新詔第一条にみえる「子代之民」・「部曲之民」の二種類の部民であつたと考えている。そして、この品部廃止のことを規定した大化二年八月癸酉詔と改新詔第一条が対応関係にあり、また、品部廃止の詔には山尾氏自らいわれるよう、「『品部』の氏別の分掌が廃止された場合、祖先の奉仕を再現していける氏が、継承してきた姓氏の根拠を失う危惧」⁽⁵⁷⁾が示されていて、子代・部曲が諸氏に分属していた段階の意識の反映がみられることに思いをいたすならば、この詔のだされた時期を無理に天武朝までさげる必要はないのではないか。

そこで、この二一点について検討してみよう。まず第一の問題であるが、すでに平野邦雄氏は、「大化前代に、部民が日本全土を覆う存在であつたかどうかには多大の疑問がある」と指摘しており、一方、中央豪族の私有民領有については、山尾氏以外に狩野久・大山誠一・武光誠らの諸氏⁽⁵⁸⁾もこれを認めているのであるから、これはそれ程特異な考え方ではないのである。また、第二の問題については、山尾氏は、

品部廃止詔の理解の仕方については、右のような疑問を禁じ得ないのであるが、それはそれとして、当面の問題である甲子の宣の民部についての山尾氏の(3)の所論は注目に値する。ただ、民部を大化時に廃止され王民となつた部曲とは別個のもので、元来中央豪族の私有民であり、この私有民が天智三年段階で国家によつて掌握され部民化したもの、と理解した場合、当然つぎの一一つの疑

この種の人民の一つの類型には、世襲王権が成立し部制が始まる六世紀中ごろよりも前に、各地の土豪がヤマト政権を構成する豪族と結びついたのに起源するものもあつたと思われ、こういった既得権には、部民制も「大化」改新もまったく手をつけることがなかつたとみるのが妥当である。

と述べておられる。これは改新政府の力をどの程度に評

価するか、という問題にかかわってくることであるが、私は右の山尾氏の評価に賛成である。というのは、蘇我本宗家を滅ぼし、大化革新を断行したのは、中大兄皇子・中臣鎌足・蘇我倉山田石川麻呂らごく小数の人々であつたことを考慮にいれるならば、革新の事業を遂行するためには畿内豪族の協力を得ることが絶対に必要であり、したがつて、彼等が以前から領有していた私有民を収公するというようなことは到底なし得ないことであつたと思うからである。

このようにみてくると、右の二つの疑問点はいずれも説明し得ないものではない、ということになろう。となると、第三の立場に立つこの山尾氏説（H説）は、本稿がこれまでの考察を通して確認してきた事項、すなわち①改新詔第一条は原詔に存在した。②改新詔第一条にみえる「部曲之民」とは豪族部民のことである。③『書紀』にみえる部曲と民部は同一のものである。④甲子の宣の民部・家部設置は部民の復活とみることはできない。⑤甲子の宣の民部は大化時に存在した部曲＝豪族部民とは別箇のものであるなど諸条件を悉く満たしていることを勘案するならば、甲子の宣の民部の実体にもつとも肉迫したものといふことができるのではないか。

以上、かなり冗長になつてしまつたが、甲子の宣の民部を改新詔第一条の部曲廢止記事とどうかかわらせるか、という点に基準をおいて諸学説を分類し、検討を加えてきた。その結果、本稿としては、A説とJ説のうちH説（山尾幸久氏説）が、改新詔第一条の「部曲之民」廢止→甲子の宣における民部設置→天武四年詔における部曲廢止→公民制の確立という歴史の動向をもつとも整合的に説明し得ている、という結論に辿りついたわけである。

甲子の宣の民部に関する諸説の検討はこれで終つたが、つぎになすべきことは、同じく甲子の宣にみえる家部についての諸説の検討である。そこで、ひき続き家部の考察に移るが、ここでは前述（五七巻一号、八ページ）のように、天武四年の部曲廢止の詔との関係に焦点をおいて諸説を分類・検討してゆきたいと思う。家部に関する諸説は、このような観点からみると、つぎの四つの立場に分類することが可能である。

(+) 甲子の宣の民部は天武四年詔の部曲と同じものであり、したがつて、家部は部曲には含まれない。家部の実体は、民部よりも主家に対しても隸属性の強いもので、それ故、天武四年詔において公民に編成さ

れず、主家の手もとに残され、賤身分となつた。

(二) 天武四年詔の部曲には、甲子の宣の民部と家部が

ともに含まれてゐる。したがつて、天武四年詔で家部は民部と同じく公民に編成された。

(三) 甲子の宣の民部とは国家支配の民、家部とは豪族領有下の人民で、天武四年詔の部曲とはこの家部の

うち主家に対し相対的に自立していた人々のことである。したがつて、天武四年詔においては、右の部曲のみが公民に編成され、家部のうち隸属性の強い部分は豪族の手もとに残され、氏集団の属する氏賤、および個々の家に属する家人・奴婢となつた。

(四) 甲子の宣では、民部・家部の設置のほかに「給部曲」ということも行われた。民部と家部は、ともに新たに大王の行政権の対象として設置された部のことであり、部曲は民部・家部以外の部分が豪族の領有民として承認されたものである。したがつて、天武四年詔はこの部曲を廃し、部曲をすべて民部・家部とすることを述べたものと解すべきである。

以上である。そこで(一)の立場からみてゆくと、この立場をとるものとして、家部を氏賤と見る石母田正・山尾幸久両氏の説、令の家人または氏上の財産としての氏賤と

みる井上光貞氏の説、後の令制の賤民（家に隸属した奴婢的存在）とする関口裕子氏の説、令制下の賤民の前身であるが、家部の語に「部」字が含まれてゐる点を重視し、この時期の家部は豪族のヤケに属するヤツコではあっても、大王の支配をうける部であつたとする武光誠氏の説などがある。⁽⁶¹⁾

つぎに(二)の立場であるが、ここには(イ)家部は民部よりは主家に対して隸属性が強いとみなすものと、(ロ)民部と家部の隸属性のちがいを考慮に入れないと一通りの見解がある。このうち(イ)の見解をとるものとしては、家部は部曲のうち主家への隸属性の濃い部民で、部曲とともに廃止されて公民となつたとする坂本太郎氏の説、家部は民部と同様に皇室の掌握下にない地方豪族、特に西国の豪族の私有民であるが、隸属性が濃厚であるとともに、その氏族制的結合が強く感ぜられるとし、民部・家部は天智三年に部曲化、すなわち皇室によつてその存在と所属が確認され、ついで天武四年に共に廃止されて公民に編成されたとする北村文治氏の説、民部・家部制は白村江戦後緊急の措置として行なわれた私兵的官兵的組織の広義の兵制で、旧部曲をもつて諸氏に配属したものであり、このうち家部は部曲中主家への隸属性の濃いも

のであるが賤民ではなく、天武四年には公民に編入されたとする時野谷滋氏の説、民部・家部には上下の身分関係があり、家部は部のうちではもつとも奴に近い概念であつたが、この両者はともに部としてとらえられており、それ故、天武四年詔の部曲には民部・家部が含まれており、また、家部は養老令に規定された氏賤そのものではありえないとする平野邦雄氏の説などがある。

つぎに(口)の見解をとるものとしては、民部・家部は後の令制下における食封の前身的なものであり、民部は大氏と小氏に後の位封に相当するものとして、家部は伴造に後の職封に相当するものとして賜与されたとし、したがつて、民部・家部はともに天武四年詔の部曲に含まれるとする押部佳周氏の説、甲子の宣の民部と家部は同一のもので、この家部は氏上に与えられる食封のようなものであったが、天武四年にいたり、この家部⁽⁶³⁾部曲は廃止され、以後律令的な食封制が形成されていくとする角林文雄氏の説がある。

また、(口)の立場をとっているのは、いうまでもなく原秀三郎であるが、神野精一氏もこの説に同調している。⁽⁶⁴⁾そして(口)の立場をとっているのは野田嶺志氏である。⁽⁶⁵⁾以上が家部についての諸説の概要である。このうち、

家部を後の令制の職封あるいは食封の前身的なものとする(口)、家部を豪族領有下の人民の総称とする(口)、家部を「白猪屯倉」型經營に移行した地域に設定された部についてのF説・I説の検討の際明らかにしたところである。そうすると、ここで考察しなければならないのは、(口)および(口)の(イ)の二つの立場ということになろう。

さて、この二つの立場をみると、家部は民部と較べると主家に対して隸属性が強いと見る点で共通しているが、(口)の立場は家部を令制の賤身分の前身であり、したがつて、天武四年の部曲廃止の対象とならなかつたとするのに對し、(口)の(イ)の立場は家部もまた部であり、それが、(口)の立場は家部を令制の賤身分の前身であり、したがつて、天武四年の部曲廃止の対象とならなかつたとするのに對し、(口)の(イ)の立場は家部もまた部であり、それ故に、天武四年詔によつて民部とともに公民に編成されたとしており、そこにはかなりの見解の相違がみられる。では、そのいずれを是とすべきか、ということになると、兩者の比較検討に入る前に、ここで家部関係の史料をあげておこう。

(1) 『書紀』雄略九年五月条の、紀小⁽⁶⁶⁾宿禰の妻大海

が韓奴の室・兄麻呂・弟麻呂・御倉・小倉・針の六⁽⁶⁷⁾として(口)の立場をとっているのは野田嶺志氏である。⁽⁶⁸⁾以上が家部についての諸説の概要である。このうち、

(2) 八世紀に「家部」の姓をもつ者が約十名知られて
いる。この家部姓者は、備前・美作・備中・丹波・
丹後・豊前・肥後等の諸国に分布している。⁽⁶⁶⁾

(3) 『続紀』神護景雲三年六月壬戌条の備前国赤坂郡
人外少初位上家部大水、美作国勝田郡人從八位上家
部國持等六人に石野連の姓を賜わり、さらにその翌
日、美作・備前両国の家部・母等理部二氏の人等に
頭を尽して石野連の姓を賜わったという記事。

家部に関する史料は、このように数が極めて少ないこと
を留意しておく必要がある。さて、右の史料を通観した
場合、(1)の家人部をみると、その前身は韓奴と記されて
おり、したがって、この家人部は奴隸的な存在であった
ことを思わせるが、家人部とあるところからみてやはり
部民の一種のようであり、また、原秀三郎氏のいわれる
ように、家人部の呼称は『書紀』編者の造語⁽⁶⁷⁾と考へるな
らば、それは、令制下の姓の一種で、公民身分というべ
きであろう。つぎに、(3)の家部についていえば、それは
石野連と改賜姓されているから、公民身分であることは
間違いない。

そこで、もし(1)の家人部、(3)の家部が甲子の宣の家部
と系譜的つながりをもつとすれば、甲子の宣の家部は

賤身分の前身ではなく、民部の下位に位置するとして
も、民部とともに天武四年詔の部曲に含まれ、その部曲
廢止にともなって公民に編成された、という見透しをも
つことができるわけである。

こう考えると、(1)の(1)の立場の方が真相に近いとい
うことになりそうであるが、甲子の宣の家部が部曲廢止の
詔によつて公民となり、家部の姓を与えられたとする
と、八世紀において家部の姓をもつ例が史料(2)のように
極めて少ないこと、しかも残存している家部・家人部が
西国に偏していることが不可解である。さらに、家部が
民部の下位に位置するとはい共に部曲に含ませうるも
のであるならば、そもそも民部と家部とを別置する理由
はないのではないか、という素朴な疑問を禁じ得ないの
である。したがつて、本稿としてはにわかに(1)の(1)の立
場に同調することはできないのである。

それでは(1)の立場はどうかというと、この立場に立つ
諸説が、家部を豪族隸属民のうち賤民的部分に限定して
いるが、この点について、「甲子の宣の家部概念を、そこ
まで詳しく述べてみたす根拠は薄弱と言わねばならな
い」という神野精一氏の批判がある。僅少な史料から家
部を賤民的部分に限定してしまうことは確かに問題があ

り、ここに(丁)の立場の弱点があるといつてよいであろう。このようにみてくると、(丁)・(丁)の(イ)のいずれにも疑問点があり、そのいずれを是とすべきかはかなり困難なことといわざるを得ないのであるが、どちらかといえば、(丁)の立場の方が無理が少ないようと思われる所以、本稿としては(丁)の立場を支持したいと思う。つぎに、その理由を一・二つあげてみよう。

(1) 前述の民部についてのA説とJ説の検討の結果、

民部とは中央豪族の私有民が、天智三年の時点では国家に掌握されて部民化したものと推定できる以上、民部と併記された家部も中央豪族に領有されていた私有民の一種とみなすべきである。とすれば、甲子の宣には「定其民部家部」と記されているから、家部は民部より下位におかれ、したがって、その実体は令制下の賤民の前身に当るものとみることができよう。そして、そのような奴婢的な存在を家部としたのは、甲子の宣において、これまで国家が掌握していなかった中央豪族の私有民のうち自立的な部分を民部に「定」めるだけでは不十分であり、より隸属性の強い民をも掌握しようとし、そのためにはこのような措置をとったと考えれば、それなりに納得で

きるのではないか。このようなわけで、私は、家部は部民の形態をとっているが、その実体は令制の賤民の前身と考えて差支えないと思う。

(2)

八世紀に家部・家人部姓を名のる良民がいたことは確かである。しかし、このことについては、甲子の宣の家部は民部と共に部曲に含まれ、部曲の廢止によって公民に編成されたことを示すとするのが唯一の解釈であろうか。私はそうは思わないのですが、主家が庚寅年籍作成時に、なんらかの事情で家部の一部を良民とすることとし、そのため彼等に家部・家人部の姓を付与した。そして、かかる人々の子孫が八世紀の史料にみえる家部・家人部姓者である、と解することも可能であるからである。

この点について参考となるのは、関口裕子氏のつぎの指摘である。関口氏は持統紀三年十月辛未条の「直広肆下毛野朝臣子麻呂、奏^レ欲^レ免^ニ奴婢陸佰口。奏可。」という記事に注目し、このことを「淨御原令制定に關係したと思われる子麻呂が、庚寅年籍の「実際の奴隸のみを公的に奴婢としてみとめる」方針を先取りしての措置、とみなした吉田晶氏の説を繼承

し、「子麻呂は、甲子宣で民部（部民）と家部（奴婢的私有民）の支配者として認定され、庚午籍で民部^{II}有姓（部姓も含む）と家部^{II}無姓の登録が行なわれたが、その際子麻呂は、民部たるべき私有民を家部として登録、後、庚寅造籍に当り、実際には奴婢ではないのに家部として登録してきた者を解放したと考えられる。その際、従来無姓の家部が国家公民に編入されるに当つて与えられた姓こそが家部であると考えるが、子麻呂の場合と同じく、従来家部だった者が庚寅造籍に当つて国家公民にくり入れられる事態は全国的に行われたはずであり、このことを証明するのが家部の姓の全国的存在である」と述べておられる。⁽⁷⁰⁾

右の関口氏説のうち家部姓が全国的に存在したといふことは確認し得ないことであるが、それはそれとして、関口氏のような見解が成立する可能性は十分認められると思う。

以上である。右の(イ)、(ロ)のように考えることができる

以上、(一)の立場からする家部の理解が、現段階においてはもつとも無理のないもの、といえるのではなかろうか。

これで、甲子の宣の家部についての諸説の検討を終え

ることにするが、ここで、民部に關する先のA説とJ説についての検討の結果と総合して、甲子の宣の「民部・家部」と天武四年詔の「部曲」について、もつとも整合的と思われる解釈を示せば、つぎのようなものとなるであろう。

すなわち、甲子の宣の「定其民部・家部」は、改新詔第一条の「部曲之民」廃止記事と関連するものではなく、元来中央豪族の私有民で、これまで国家が掌握していなかつた民をこの時点ではじめて掌握し、部民として改めて認定したものである。そして、その私有民のうち主家に対しても相対的に自立していた民衆を民部とし、一方、隸属性が強く、後の令制の賤身分の前身にあたる民衆を家部と定めた。その後天武四年にいたつて、この民部・家部のうち民部（=部曲）が廃止され、大化改新時におしなべて王民とされた旧部民とともに公民に編成され、ここに公民制が成立した。⁽⁷¹⁾なお、家部は天武四年以降もそのまま主家の手もとに残され、令制の賤身分にくりこまれていった、というものである。

おわりに

体を求めて、これまで縷縷述べてきたが、ようやく右のごとき結論に辿り着いたわけである。

しかし、このような結論が正当なものであるということを積極的に主張するためには、実はもう一つ解決しておかなければならぬ問題が残っている。それは、中央豪族は大化前代から私有民を領有し、大化以降天智三年にいたる時期においても引き続いて従来の所有形態を継続したという場合、それは果して史料的に論証できるであろうか、という問題である。この点について、山尾幸久氏はすでに

『雄略紀』に一例のある「民部」が、これの適用であることは「私の民部」(『雄略紀』)の表記から推察され、後者こそ公的 existence としての民部にされるまえの

私民を表現する用字といえよう。

と述べておられる。この雄略紀十七年三月戊寅条にみえる「私民部」の実体は、既述(五六卷四号、三一ページ)のごとく、土師連の純然たる私有民であったと考えられるから、これは確かに中央豪族の私有民が存在したことの実例といえよう。

ところが、この「私民部」については別箇の解釈が成立する余地があり、この一例のみで中央豪族の私有民の

存在が論証されたとするのはいささか不安である。中央豪族の私有民が確實に存在したことを論証するためには、もっと多くの史料を提示する必要があるのでなかろうか。この点に関して、本稿でも天武八姓のうち朝臣姓を賜与された五十二氏のうち、中臣・物部二氏および大化前代から宮廷のトモ・王室部民・職業部民を管掌ないし領有していたと思われる七氏、計九氏を除いた非伴造系(もとのカバネは臣・君)の四十三氏のうち三十氏までが、豪族名を付した部すなわち部曲を史料上検出できなかつたことを指摘しておいた。とすると、この事実から豪族名を付した部をもたないこれらの中央有力豪族こそ、元来私的隸属民を領有していた氏族の代表的なものであつたことが推測できるのである。

そこで、本稿では右の三十氏を含めて中央有力豪族の私的隸属民の存在を論証するために最後に「中央豪族の私有民領有の検証」の項目を設け、私なりにその準備をすすめてきたのであるが、この論文自体が意外と長文となつてしまつた。そこでこの項目はこれを割愛し、これはこれで別個の論文として引き続いて『史学』に発表することとし、これでもって、ひとまず本稿の論述を終えることにしたいと思う。

註

- (42) 北村文治 註(10)論文 一二五～一二六ページ
- (43) 甲子の宣の民部は元来純然たる豪族私有民で、この時点ではじめて国家によつて調査・確認されて部民化したという視角は、I説の狩野久(狩野氏の場合)は、甲子の宣の家部が豪族私有民であると解している)、D説の関口裕子・早川庄八・大山誠一、G説の平野邦雄、H説の山尾幸久・武光誠らの諸氏に受けつがれている。
- (44) 関晃 註(20)論文 四二～四三ページ。なお、民部・家部は基本的には公民であったとする視点は、すでに津田左右吉の「上代の部の研究」(『日本上代史の研究』岩波書店 一九三〇年)にみられる。
- (45) 八木充『律令国家成立過程の研究』(塙書房 一九六八年)二八四ページ。
- (46) 井上光貞「律令体制の成立」(『岩波講座日本歴史 古代3』一九六二年)一五ページ。
- (47) 大山誠一 註(9)論文 四四三ページ
- (48) 押部佳周 註(20)書 四六～四九ページ
- (49) 『日本古代人名辞典』によると、家部の姓をもつ者は、備前・美作・備中・丹波・丹後・豊前・肥後などの諸国および対馬に分布している。
- (50) 角林文雄「天智三年の『民部・家部』研究」(『日本歴史』四二〇)。
- (51) 角林氏は、家部は部民の一つであり、家部の姓は甲子

の宣以前に存在していたと述べておられるが、その論拠は確かなものとは思えない。家部についての私見は後述のごとく、甲子の宣の民部よりも主家に對して隸属性の強い民で、本来部民ではあり得ず、天武四年の部曲廃止の際、公民化されず主家の手もとに残され、令制の賤身分にとりこまれていった、とみなすものである。

- (52) 平野邦雄 註(3)書 四三〇～四三一ページ、四四二～四四八ページ

- (53) 拙稿「甲子の宣の『民部・家部』と天武四年詔の『部曲』について II」(『史学』五六巻四号、三七ページ)

- (54) 関晃「革新の詔の研究」(『論集日本歴史2 律令國家』有精堂出版 一九七三年)一七～一八ページ

- (55) 山尾幸久「孝徳紀の品部廢止詔について」(北山茂夫追悼日本史学論集『歴史における政治と民衆』日本史論叢会 一九八六年)五一二ページ、五四四ページ、五四九～五五〇ページ。

- (56) 鎌田元一 註(39)論文 一四二ページ

- (57) 山尾幸久 註(55)論文 五四一ページ

- (58) 平野邦雄 註(3)論文 五三一ページ

- (59) 狩野久 註(38)論文、大山誠一 註(9)論文、武光誠「姓の成立と庚午年籍」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上 吉川弘文館 一九七八年)、後に『日本古代國家と律令制』(吉川弘文館 一九八四年)所收。

- (60) 山尾幸久 註(5)書 一八九ページ
- (61) 石母田正 註(2)書、山尾幸久 註(5)書、井上光貞
註(10)論文、関口裕子 註(33)論文 武光誠註(59)書
- (62) 坂本太郎「家人の系譜」(『日本古代史の基礎的研究
下 制度篇』東京大学出版会 一九六四年)、北村文治
註(10)論文、時野谷滋 註(20)書、平野邦雄 註(3)書
- (63) 押部佳周 註(20)書、角林文雄 註(50)論文
- (64) 原秀三郎 註(37)書、神野清一『律令国家と賤民』
(吉川弘文館 一九八六年)
- (65) 野田嶺志 註(10)論文
- (66) 註(49)参照
- (67) 原秀三郎 註(37)書 三九ページ
- (68) 神野精一 註(64)書 四四ページ
- (69) 吉田晶『日本古代社会構成史論』(塙書房 一九六八年)三一六～三一八ページ
- (70) 関口裕子 註(33)論文 一四～一五ページ
- (71) 私は、評の全国的規模における設置、石母田正氏が註
(2)書において示された「地域性の原理にもとづく編
戸」は、この段階から可能になったと考えている。
- (72) 山尾幸久 註(5)書 一八八～一八九ページ
- (73) 「私民部」について、例えば鎌田元一氏は註(39)論文
において、「私」の文字に特別の意義を認めず、単に民部
(カキ)の意味を強調するために添えたもの、とする見方
も可能であると述べておられる。

(74) 拙稿(『史学』五六卷一号、一五～一六ページ)。なお、前述の下毛野朝臣子麻呂の「奴婢陸佰口」は、実際には子麻呂の私有民で、甲子の宣では民部として認定されたものであったとみなしてよいであろう。とすればここから下毛野朝臣子麻呂の私有民領有が検証できる。また、推古朝・舒明朝に大夫であった河辺臣については、前述(『史学』五六卷四号、三八ページ)の「とく部曲所有が確かめられない」のであるが、このことから逆に河辺臣は私有民を領有していたと推断できる。